

平成 27 年 度

定期監査結果報告書

平成 28 年 2 月 1 日

可 児 市 監 査 委 員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

第2 監査の対象部署

- (1) 市長公室（秘書課）
- (2) 企画部（総合政策課、財政課及び公有財産経営室）
- (3) 総務部（総務課・選挙管理委員会事務局、防災安全課、管財検査課、市民課、税務課及び収納課）
- (4) 観光経済部（経済政策課及び産業振興課・勤労者総合福祉センター）
- (5) 市民部（地域振興課、人づくり課、環境課、スポーツ振興課及び図書館）
- (6) 健康福祉部（福祉課・福祉センター、高齢福祉課、国保年金課、子育て拠点準備室（※監査時は子育て政策室）、こども課、健康増進課及びこども発達支援センターくれよん）
- (7) 建設部（都市計画課、土木課、都市整備課、建築指導課及び用地課）
- (8) 水道部（上下水道料金課、水道課及び下水道課）
- (9) 会計課
- (10) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課・教育研究所、文化財課（※監査時は教育文化財課）・郷土歴史館・荒川豊蔵資料館・兼山歴史民俗資料館及び学校給食センター）
- (11) 農業委員会事務局
- (12) 議会事務局議会総務課
- (13) 土田連絡所・公民館、姫治連絡所・公民館、久々利連絡所・公民館、広見東連絡所・公民館及び兼山連絡所
- (14) 瀬田幼稚園、久々利保育園及び兼山児童館
- (15) 今渡南小学校、春里小学校、広見小学校、南帷子小学校、中部中学校及び西可児中学校

以上 53 部署

第3 監査の実施期間

平成26年10月1日から平成27年9月29日まで

第4 監査の対象

平成26年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行

第5 監査の主眼

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼とした。

第6 監査の方法

各課等から、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、内容を審査するとともに、関係職員から説明を受け、あるいは文書又は口頭による質問、その他必要と認める通常の監査手続きにより監査を実施した。

その他に、10万円以上の物品購入、委託及び役務並びに20万円以上の工事を抽出して契約関係書類の内容確認を実施した。

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

今後の事務の執行に当たっては、下記の要望事項に留意のうえ、引き続き適正な執行に努められたい。

要望事項

1. 随意契約を締結する場合には、その理由付けについて、前年のものを踏襲することがないように調査や再検討などの見直しを行うこと。
2. 各部署の上位者は、責任をもって文書を精査、照査したうえで押印するよう心掛けること。
3. 市民への通知文書や広報物は、分かりやすい表記で、誰でも理解できる内容にするよう心掛けること。
4. 業務マニュアルの整備・研修の充実により、組織における業務の質の一層の向上を図ること。